

判決年月日	平成25年3月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10382号		

○ 商標法50条1項にいう「登録商標と社会通念上同一と認められる商標」は、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標に準ずるような、これと同程度のものをいう ○ 「NEO RHYTHM」「NEORHYTHM」の商標が「r h y t h m」なる登録商標と社会通念上同一と認められる商標には当たらないとされた事例

（関連条文）商標法50条

原告は、第25類「履物、乗馬靴」を指定商品とする「r h y t h m」の文字を横書きしてなる被告の登録商標（本件商標）について、不使用を理由とする当該登録の取消審判を請求した。特許庁は、被告が、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内において、指定商品「履物」について、本件商標と社会通念上同一の商標ということが出来る「NEO RHYTHM」「NEORHYTHM」等の商標（使用商標）を使用していたものであるとして、同請求は成り立たないとの審決をした。本件は、原告が、本件審決には、使用商標が本件商標と社会通念上同一であるとした判断に誤りがあると主張して、その取消しを求める事案である。

本判決は、以下のとおり判示して、本件審決を取り消した。

商標法50条1項は、「継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。」旨規定するところ、同項において、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標が例示されていることに鑑みれば、同項にいう「登録商標と社会通念上同一と認められる商標」は、上記①ないし③に準ずるような、これと同程度のものをいうものと解される。なお、文言上、登録商標と「同一」と認められるものでなければならず、「類似」の商標は含まれない。

本件商標は、「r h y t h m」の文字から成り、「リズム」という称呼を生じ、「リズム」、「調子」という観念を生じるのに対し、使用商標は、いずれも、「NEO」の文字を伴って、「NEORHYTHM」又は「NEO RHYTHM」の文字から成り、「ネオリズム」という称呼を生じ、「新しいリズム」、「新しい調子」という観念を生じる。

そして、使用商標は、「NEORHYTHM」又は「NEO RHYTHM」の文字から成り、「NEO」の文字は白抜きで籠字風に表され、「RHYTHM」の文字は塗り潰しのゴシック体風の文字で表されているところ、①本件商標の書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標とはいえないし、②本件商標のローマ字の文字の表示を平仮名や片仮名に変更して同一の称呼及び観念を生ずる商標でもなく、また、③外観において本件商標と同視される図形からなる商標でもなく、これらと同程度のものということもできない。

よって、使用商標は、本件商標と社会通念上同一のものと認められる商標ということとはできない。